

○国土交通省告示第五百二十五号

紋別空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 設置者の氏名及び住所 北海道 北海道札幌市中央区北三条西六丁目
  - 二 空港の名称及び位置 紋別空港 北海道紋別市
  - 三 変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第六百五十八号を参照。）
    - イ 空港の範囲 第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
    - ロ 空港の総面積 百二十九万七千九百平方メートル
- （注） 空港の範囲を示す詳細図を北海道庁において縦覧に供する。

# 第一図 紋別空港

